

## 住居確保給付金の支給について

就労能力や就労意欲のある方で、過去2年以内の離職などにより住居を喪失又は喪失するおそれがある方に対して、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限額あり）を支給します。

### 1 支給対象者

申請時に次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 住居を喪失している方、又は住居を喪失するおそれのある方
- (2) 離職等をした日から2年以内の方、又は給与等を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方
- (3) 離職・減収時に自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持していた方
- (4) 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申し込みをし、常用就職を目指した求職活動を行う方
- (5) 申請者及び申請者と生計を同じくする同居の方の収入の合計額が、収入基準額（基準額+家賃額）以下である方【表1】

【表1】

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	収入基準額（上限）
1人	81,000円	45,000円	126,000円
2人	123,000円	54,000円	177,000円
3人	157,000円	59,000円	216,000円
4人	194,000円		253,000円
5人	232,000円		291,000円

※世帯人数によって、基準額が異なります

- (6) 申請者及び申請者と生計を同じくする同居の親族の預貯金の合計額が、基準額以下である方【表2】

【表2】

世帯人数	基準額
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

- (7) 国の雇用施策による給付等（職業訓練受講給付金）、地方自治体が実施する類似の貸付又は給付等を申請者及び申請者と生計を同じくする同居の親族が受けていない方
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯の者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でない方

## 2 支給を受けるための条件

受給期間中は、次のことを守ってください。

- (1) 毎月4回以上、市の生活・就労相談窓口において支援員による面接等の支援を受けること  
※現在「毎月1回以上」に条件が緩和されています。
- (2) 毎月2回以上、ハローワークで職業相談を受けること
- (3) 原則週1回以上、求人先への応募、又は求人先の面接を受けること  
※休業の方については、(2)(3)は一部緩和されています。

## 3 支給期間

支給期間は3か月です。ただし、就労の促進に必要と認められるときは、3か月単位で最長9か月まで支給することができます。

なお、令和3年1月から新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和2年度中に新規申請した方については、延長を3回まで、支給期間は最長で12か月間までの利用が可能となります。ただし、再々延長(3回目の延長)申請時の受給要件は、以下4(離職・休業の別なく必須)のとおりとなります。

## 4 再々延長に関する求職活動要件等

### (1) 再々延長中(10～12か月目)の受給者の求職活動要件

- ①ハローワークへの求職申込を行うこと。
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと。
- ③月に1回以上、市の生活・就労相談窓口と面談等を行うこと。
- ④月に2回、ハローワークにおいて職業相談等を行うこと。
- ⑤週に1回以上、企業等への応募・面接の実施を行うこと。

### (2) 再々延長(10～12か月目)申請時における資産要件

再々延長の申請を行う月における申請者及び申請者と生計を同じくする同居の方が所有する金融資産の合計額が、基準額に3を乗じた額(当該額が50万円を超える場合は50万円)以下であること。

(例)：1人世帯 81,000円×3=243,000円

(例)：4人世帯 194,000円×3=~~582,000円~~ → 500,000円